

オープンカウンターの参加資格について

(平成28年4月1日 一部改正)

オープンカウンター要綱第4条第2項に規定するオープンカウンターの参加者の参加資格制限の基準は、原則として次のとおりです。

1 県内に本社又は本店を有する者（県内限定）

- (1) 要求課所の購入予定額が10万円以下の案件に付されます。
- (2) 秋田県内に本社又は本店を有する者でなければ参加できません。
- (3) 印刷製本については金額にかかわらず、全ての案件にこの条件が付されます。

2 集中調達機関が定める区域内に事務所又は事業所を有する者（管内限定）

- (1) 本庁地区（本庁各課）の案件で購入予定額が10万円を超える案件及び秋田県財務規則別表第二に規定された地方公所の全ての案件に付されます。

- (2) 集中調達機関が定める区域は、次のとおりです。

鹿角地区（鹿角市、鹿角郡）

大館地区（大館市）

北秋田地区（北秋田市、北秋田郡）

山本地区（能代市、山本郡）

秋田地区（秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡）

由利地区（由利本荘市、にかほ市）

仙北地区（大仙市、仙北市、仙北郡）

平鹿地区（横手市）、

雄勝地区（湯沢市、雄勝郡）

本庁地区（秋田県内全域）

- (3) 本庁地区の案件で購入予定額が10万円を超える案件は秋田県内に登録された事務所又は事業所、地方公所の案件は当該地方公所が存する区域内に登録された事務所又は事業所でなければ参加できません。

3 県内に本社又は本店を有し、集中調達機関が定める区域内に事務所又は事業所を有する者（県内・管内限定）

上記1及び2が重ねて付されます。